

公 示

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和8年10月5日

第七管区海上保安本部長

大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名 称 水産庁漁港漁場整備部
- （2）住 所 東京都千代田区霞が関1-2-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

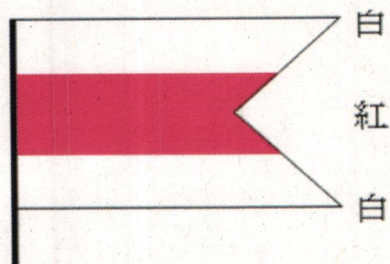
- （1）区 域 五島南方沖（付図のとおり）
- （2）期 間 令和8年10月10日から
令和8年11月30日（内4日間）

3 水路測量の実施方法

慣性航法装置（SBG SYSTEM 社製 Navsight Apogee）による測位、
ナローマルチビーム測深機（Teledyne RESON 社製 SeaBat T50）による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- （1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- （2）七管区水路通報に掲載する。

付図



海上保安庁 (JCG) / (C) Esri Japan
海洋状況表示システムを加工して作成